

固定資産評価審査委員会委員が選任されました

委員の任期満了に伴い、あま市議会6月定例会において選任同意を得て、6月25日付けで市長から選任されました。

【任期:令和元年6月25日～
令和4年6月24日】



みわこうきち 氏
三輪幸吉 氏



やすだしょうき 氏
安田商基 氏



すぎもとのりあき 氏
杉本憲昭 氏

問合せ先 総務課 ☎444・1711

介護保険料の変更について

介護保険法改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。このたび、消費税率の引上げに合わせて、さらに軽減することとなりました。

基準額=62,400円(年額)

なお、第4段階以上の方の保険料に変更はありません。7月中旬発送の納入通知書(介護保険料額決定通知書)は、上記の軽減を反映した金額で記載しています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受けている方、または世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	28,000円
		↓ 基準額×0.375	↓ 23,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.65	40,500円
		↓ 基準額×0.575	↓ 35,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	46,800円
		↓ 基準額×0.725	↓ 45,200円

問合せ先 高齢福祉課 ☎444・3141

スマートフォンやタブレットで「広報あま」を読みませんか



マチを
好きになる
アプリ



マチイロ

ダウンロードはこちらから



※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、市とは何ら関係ありません。

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん! /

1 役立つ行政情報を見逃さない!

2 自分に合わせた情報が届く!

3 いろいろなマチの魅力をお届け!

問合せ先 企画政策課 ☎444・1712